

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 臨床研究分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員または連携会員
3	設置目的	<p>国民の健康の増進・維持と疾病の克服のために求められる最良かつ安全な医療には、科学的・倫理的な臨床研究の推進が不可欠である。しかし、病院崩壊等による経営重視から医師が研究に従事できる時間は減少傾向にあり、臨床研究は質量ともに衰退しつつある。一方、研究の質を保証し被験者保護を担保するための国際情勢に沿った倫理指針や研究登録制が求められているが、規制の強化のみでは研究者や医療機関の負担増となりかねない。さらに、臨床研究の発展には患者を含む国民と社会からの信頼と支持を確保する必要がある。</p> <p>そこで、わが国における臨床研究の推進・強化のための方策を検討することを目的に、本分科会を設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 臨床研究の推進・強化のための方策</p> <p>2. 医療・医学分野の特徴を踏まえた臨床研究における包括的な法の整備やシステムの構築に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置